# 市民活動お役立ち情報 2-② 非営利活動における法人格を知ろう

市民活動を始めるにあたって「NPO法人」にならなければ活動できないのでは?という相談を受けることがあります。市民活動団体の多くは任意団体として活動していますが、法人設立を検討する方に向けて、法人格の種類や特徴をまとめました。

## 法人化を検討するタイミングは?

不動産などの資産を保有することになった、行政や企業などの法人と契約することになった、活動が軌道に乗ってきたので、多様化したニーズに対応し長期に渡って活動を続けていきたいなど、法人格を取得する理由は団体によってさまざまです。

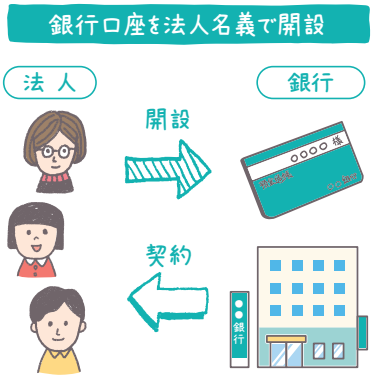


## 法人化を取得する意味は?

### 1 メリット

- ▶事務所や自動車などの契約を法人として行うことができます。
- ▶銀行口座が法人名義で作成できます。
- ▶団体の組織化・永続化が図れます。
- ▶行政からの委託事業の受託の可能性が増し、活動の幅が広がります。
- ▶情報開示や会計書類の整備など法律に基づいた活動によって会員の増加や寄付金などが受けやすくなるほか、理念や活動内容に共感する人材の確保が期待できます。
- ▶社会的信用力が増します。
- ▶スタッフを雇用する際に、社会保険や厚生年金加入などが義務付けられ、雇用されたスタッフが安心して働きやすくなります。

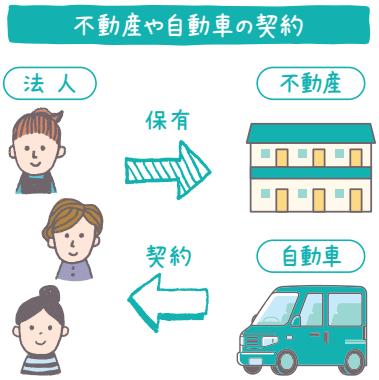


### 2 気をつけること

- ▶法人運営のための業務が発生します(税務や法定書類の作成等)。
- ▶社会的義務(法人としての納税や所在地の明示等)が増えます。
- ▶ミッション達成と経営のバランスをとる必要性が高まります。

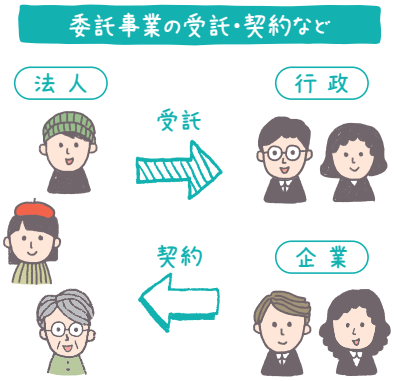


## ここでおさらい!

### NPOとはどんな組織か?

直訳すると「民間非営利組織」と表され、課題解決のために市民が自発的に活動する団体のことです。

参照:市民活動お役立ち情報1-① NPOってなんだろう?

### 任意団体とは?

ボランティア団体、サークルなど、一定の目的を達成するために仲間等が集まって組織される、法人格がない団体。設立にあたり登記や公共機関への届出は必要ありません。

市民活動団体が取得する主な法人の設立要件をまとめました。法人格を選ぶ時の参考にしましょう。

# 主な法人格の種類

## 特定非営利活動法人（NPO法人）

公益的で非営利の活動を行う。市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいた法人。情報公開により信用を積み重ねていく特徴があります。

## 一般社団法人

一般社団法人および一般財団法人に関する法律に基づき設立される非営利法人です。
公益性の有無に関わらず簡易に設立できる特徴があります。

# 設立要件

一般社団法人には一般型と非営利型があります。

| 法人格 | NPO法人 | 一般社団法人 |
|---|---|---|
| 目　的 | 特定非営利活動<br>（NPO法により、活動分野が定められている） | 非営利の活動<br>（公益、共益） |
| 設立方法 | 所轄庁の認証 | 定款認証（公証人役場） |
| 設立要件 | 社員10人以上 | 社員2人以上 |
| 役　員 | 理事3人以上　監事1人以上 | 理事1人以上<br>（理事の数は、設立後の一般社団法人が理事会を設置する場合には3人以上、理事会を設置しない場合には少なくとも1人または2人とする） |
| 設立費用 | な　し | 112,000円以上<br>（定款認証、登録免許税、手数料など） |
| 設立期間 | 4ヵ月～6ヵ月<br>（設立総会▶申請▶公告・縦覧▶審査▶認証▶登記） | 2週間～4週間程度<br>（定款作成▶認証▶登記） |
| 法人税 | 法人税法上の収益事業は課税対象となる | 非営利型・共益活動型▶収益事業のみ課税対象<br>一般法人型▶全所得が課税対象 |

## コラム　認定NPO法人、公益社団法人へのステップアップ

一定の要件を満たしていると所轄庁が認定したNPO法人は、認定NPO法人となります。公益性の審査を経て行政庁から公益認定を受けた一般社団法人は、公益社団法人となります。どちらも寄付の控除や損金算入などの税制上の優遇を受けられます。法人化後のステップも考え、法人格を選びましょう。

**まとめ**

法人格を取得して活動することが自分たちの団体にとってふさわしいのかどうかは、組織の目的・将来のビジョンを照らし合わせ、得られるメリット等を検討してよく考えることが大切です。

多賀城市市民活動サポートセンター
たがさぽ

〒985-0873 多賀城市中央2-25-3
TEL：022-368-7745
FAX：022-309-3706
E-mail：tagajo@sapo-sen.jp

HP
ブログ
ツイッターもやってます!
@tagasapo

発行：多賀城市市民活動サポートセンター
2023年1月作成